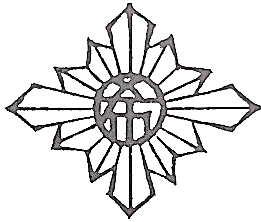


# 横浜市立希望が丘中学校

## 校章とそのいわれ

校章

(昭和44年6月1日制定)



地域的、歴史的に新しい地名の「希望が丘」と旭区の「旭」から、「光」をテーマに全校生徒がデザインした。その中から候補作品20点を選び、校章制定委員会が検討し、原案を選出した。そのデザインを基に本校校章とした。

## 学校教育目標

人を愛し、人に愛されながら、夢や目標をかなえるために

- 一、 考えを形成し、伝え合うなかで集団の考えを深化・発展させる能力を身につける【知】
- 一、 他者の考えや思いを受け止めて聴き、寄り添う態度を身につける【徳】
- 一、 安全で健康的な生活を営むために、基本的な生活習慣を身につける【体】
- 一、 決まりを理解し、集団のなかで、協働・協調する姿勢を身につける【公】
- 一、 自身の意思を決定し、意図的・計画的に表現する実践力を身につける【開】

# 生活について

## 1. 登下校について（土日、祝日、放課後も含む）

- (1)登下校は標準服または学校指定のジャージ・ウィンドブレーカー、体操着を着用する。
- (2)自転車通学はしない。
- (3)買い食いはしない。但し、登校途中で昼食は購入してもよい。

## 2. 生活について

- (1)欠席・遅刻・早退・忌引等は、8:30までに保護者に COCOO または電話で連絡をしてもらう。  
登校は、8:20分頃を目安とし、早く来すぎることをしないようにする。(但し、朝練時は除く)  
登校後は、8:40までに着席できるようにする。  
遅刻した時は、まず職員室に行き登校したことを報告する。早退するとき、家庭に連絡を入れてもらい、帰着後に学校に連絡を入れる。
- (2)上履きを忘れた場合は、貸し上履きを利用し、その日のうちに返却する。
- (3)かまどや弁当は職員玄関隣で8:35までに注文が終わるように登校する。  
弁当の購入を忘れた場合は、速やかに担任や学年の先生に伝える。

## 3. 身だしなみについて

### (1)学校内での生活

標準服・学校ジャージ(学校ウィンドブレーカー)・体操着(白色・紺色・水色)または  
Tシャツ(丸首・半袖・無地で白色)

### (2)靴は運動靴が望ましい。(革靴でもよい)

## 標準服 ※本校は明確な衣替えの日は設けていない。

上着 :学ラン・ブレザー

Yシャツ:無地の襟付き白色。

※夏季は、白色・灰色・黒色・紺色の無地(ワンポイントは入っていてもよい)の  
ポロシャツでもよい。

スカート:2・3学年 指定のもの。

1学年 灰色・紺(青)色を基調としたもの。チェックでもよい。

スラックス:2・3学年 指定のもの。

1学年 灰色・紺(青)色を基調としたもの。チェックでもよい。

## 4. 持ち物について

- (1)生徒証は必ず携行する。
- (2)貴重品は持ってこない。やむを得ない事情で持ってきたときは、朝のうちに担任に預ける。

(3)持ち物には必ず記名する。

(4)学習に関係ないもの、危険物は持ってこない。

## 5. 相談活動

本校では、主に学級担任による教育相談日を設けている。

さらに、学級担任でなくても副担任、教科担任、学年主任、保健室の養護教諭、部活動の顧問、特別支援コーディネーターなど誰にでも、いつでも相談できる。また、相談担当のスクールカウンセラーに相談する場合は、事前に予約が必要である。

# 希望が丘中学校生徒会規約

## 第1章 名称

第1条 本会は、希望が丘中学校生徒会と称する。

## 第2章 目的

第2条 本会は、会員相互の親睦を計り、正しい社会性を身につけるとともに、自主的かつ積極的な活動により、有意義な学校生活を送ることを目的とする。

## 第3章 会員および顧問

第3条 本会は本校に在学する生徒をもってこれを構成し、本校職員を本会の顧問とする。

## 第4章 役員

第4条 本会には次の役員を置く。  
会長2年1名、副会長2年1名、1年1名、本部役員2年2名、1年1名  
これをもって本部を構成する。

## 第5章 総会

第5条 総会は、本会の最高決議機関であり、年に一回開催される。  
または、中央議会の要求があったとき、もしくは全会員の3分の1以上の署名を集めた書を提出されたときに召集される。

第6条 総会は全会員の4分の3以上の出席をもって成立し、議案の可決にはその過半数の同意を必要とする。

第7条 総会は次の事項を決める。

1. 前年度の活動報告及び今年度の活動方針の承認に関すること。
2. 予算及び決算の承認に関すること。
3. 規約の制定及び変更、改正に関すること。
4. その他生徒会の目的達成に必要な事項の決定及び承認に関すること。

## 第6章 中央議会

第8条 中央議会は総会につぐ議決機関であり、会長が召集し、その3分の2以上の出席をもって成立する。その構成はクラス代表である評議委員(男女各1名)、常任委員長、特別委員長、および本部役員とする。

## 第7章 常任委員会

第9条 本会の活動を有意義にするために、次の常任委員会を設置する。

1年評議委員会、2年評議委員会、3年評議委員会、環境美化委員会、福祉厚生委員会、保健衛生委員会、放送委員会、図書委員会、広報委員会

第10条 各評議委員会・福祉厚生委員会・保健衛生委員会は各クラスとも男女各1名ずつ選出する。環境美化委員会は各クラスとも2名選出する。放送委員会・図書委員会・広報委員会は各クラスとも1名選出する。各委員会は、委員長1名、その他必要な役員を置く。

### 特別増員について

基本的に定員に従うが、技術面や人数不足等でやむを得ず増員を必要とする場合、次の手続きを行う。

1. 任期終了前に、各委員会で時期の増員が必要かどうか、話し合う。  
(この際、増員を必要とする正当な理由及び委員会担当職員の同意を必要とする)
2. 必要とされる場合、任期終了前の中央議会にかける。
3. 中央議会で3分の2以上の承認が得られた場合、次の任期に限り増員することができる。

第11条 各常任委員会は目的を達成するために、次のような活動を行う。

1. 評議委員会  
リーダーとして、学年や学級に関わる活動を行う。
2. 環境美化委員会  
環境や美化に関する活動を行う。
3. 福祉厚生委員会  
福祉や厚生に関わる活動を行う。
4. 保健衛生委員会  
保健や衛生維持に関する活動を行う。
5. 放送委員会  
放送に関わる活動を行う。
6. 図書委員会  
図書に関わる活動を行う。
7. 広報委員会  
広報に関わる活動を行う。

## 第 8 章 特別委員会

第 12 条 特別委員会は、特別な行事等のために応じて設置し、その目的を達成したときに解散する。

第 13 条 次の特別委員会を置く。

選挙管理委員会、体育祭実行委員会を各クラス 1 名ずつ選出する。

文化発表会実行委員会を各クラス男女 1 名ずつ選出する。

## 第 9 章 学級生徒会活動

第 14 条 学級生徒会活動は、特に活動の形態を限定せず、各クラス独自の活動を行う。

## 第 10 章 任期

第 15 条 本部役員、評議委員、常任委員の任期は次の通りとする。

本部役員は当選から 1 年間、評議委員・常任委員は前期後期の半年間、ただし放送・広報委員は 1 年。

評議委員・常任委員の再任を認める。

## 第 11 章 改正

第 16 条 本規約の改正は、中央議会の3分の2以上で発議され、総会で決定する。

## 第 12 章 附則

第 17 条 本規約は 1970 年 4 月 6 日より実施する。

第 18 条 本規約は 1988 年 4 月 5 日より実施する。

厚生委員会を福祉委員会と名称変更する。

第 19 条 本規約は 2005 年 4 月 5 日より実施する。

- ・ 生徒評議会を中央議会と名称変更する。
- ・ 選挙管理委員会を常任委員会から特別委員会にする。
- ・ 執行部を本部と名称変更する。

第 20 条 本規約は 2011 年 4 月 6 日より実施する。

- ・ 福祉委員会を福祉厚生委員会に名称変更する。
- ・ 風紀委員会を廃止する。

第 21 条 本規約は 2014 年 4 月 7 日より実施する。

- ・ 本部には会長 2 年 1 名、副会長 2 年 1 名、  
1 年 1 名、本部役員 2 年 2 名、1 年 2 名を置く。

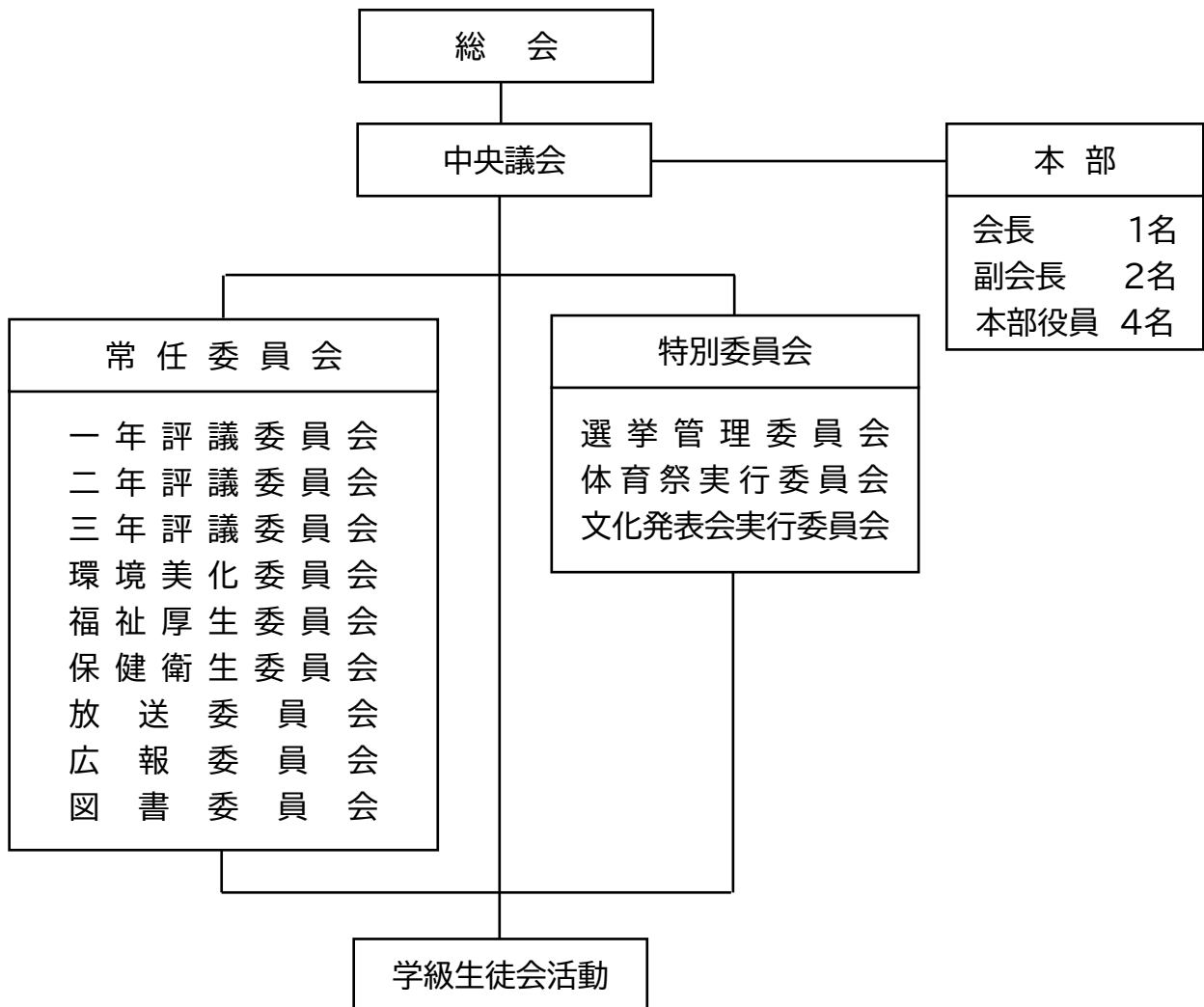
第 22 条 本規約は 2022 年 6 月 24 日より実施する。

- ・ 本部役員の任期は当選から 1 年間とする。

第 23 条 本規約は 2022年10月11日より実施する。

- ・ 環境美化委員会は各クラスとも男女を問わず2名選出する。

### 生徒会組織図



# 選挙管理規定

第1条 この規定は、生徒会規則第4条の本部役員の選挙の公正な実施を図ることを目的とする。

第2条 第1条の目的を達成するために選挙管理委員会を置く。

第3条 本委員会の任務は次の通りとする。

1. 選挙委日程の公示
2. 選挙に関する掲示・印刷物の指定と管理
3. 立候補者の公示
4. 選挙運動についての指示
5. 立会演説会の開催
6. 投票用紙の作成と交付
7. 投票及び開票業務の管理
8. 当選者の公示
9. その他選挙に関する細則を決め行使する

第4条 原則として選挙は次のように行う。

1. 立候補は1・2学年より行い、投票は全会員が行う。
2. 立候補者が定数の場合は信任投票を行い、有効投票の過半数をもって当選とする。

第5条 本部に欠員が出た場合は、中央議会でその処置を検討する。

第6条 本規約の改正は、生徒会規約に準じて行われる。

第7条 本規約は、1991年12月5日より実施する。



# 学校図書館利用の手引き

## 1、開 館

- ・ 月曜日から金曜日までの昼休みを原則として、学校司書が在室している時間帯は開館する。

## 2、貸し出し

- ・ 1人3冊まで期間は1週間とする。(長期休業中は5冊、休業期間内まで)
- ・ 借り方は、本の最終ページにある貸出期限票に借りる日、返す日を記入して、カウンターの図書委員へ渡し、学年クラスを伝える。  
禁帯出マーク(赤)本は学校図書館内のみ利用可。

## 3、返 却

- ・ 必ず返却期限は守ること。同じ本を連続で借りる場合は2週間連続までを限度とする。カウンターの図書委員に返却の印を押してもらう。または廊下に設置してあるポストに返却する。手続きが済んだら、あった場所に戻す。(返却場所が不明な場合は、背表紙にある数字と同じ数字の書棚を探す。)ただし、現在は新型コロナ対策を行っているため、学校司書の指示に従って返却する。

## 4、返却請求(督促)

- ・ 返却予定日を過ぎても返却できない場合は、図書委員から督促状が渡される。

## 5、その他

- ・ 学校図書館の本の配置は、一般の図書館と同じ「日本十進分類法」に基づいて分類・整理されている。新着本やテーマを決めた特別展示は別の場所に一括展示することもある。

## 6、日本十進分類法の第一次区分表(本の住所)

000 総記	100 哲学・宗教	200 歴史・地理
300 社会科学	400 自然科学	500 技術・家庭
600 産業	700 芸術・スポーツ	800 言語
900 文学		